

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮谷 孝夫	他の会社の出身者					△		△				
岡本 巖	他の会社の出身者											
内山田 竹志	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮谷 孝夫	○	・2015年6月 当社社外取締役就任 ・同氏は、過去にトヨタ自動車株式会社において業務執行に携わっていましたが、1999年1月以降は、当社での業務執行に携わっておらず、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしていません。	企業の経営者及び業界団体会長として、長年にわたり、ものづくりに携わってきた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を監督し、適切な助言及び提言をして頂くため。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

岡本 巖	○	・2015年6月 当社社外取締役就任	経済産業省や日中経済協会等において要職を歴任し、国内外における産業・経済活動に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を監督し、適切な助言及び提言をして頂くため。また、独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
内山田 竹志		・2004年6月 当社社外取締役就任 ・2013年6月 当社社外取締役を退任、トヨタ自動車株式会社取締役会長就任 ・2018年6月 当社社外取締役就任	企業の経営者として、長年にわたり、ものづくりに携わってきた豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を監督し、適切な助言及び提言をして頂くため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事案策定会議	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬案策定会議	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

代表取締役及び独立社外取締役で構成する「役員報酬案策定会議」及び「役員人事案策定会議」を設置し、取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名及び執行役員の選任に関する検討の客観性を高めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	7名
監査役員数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

財務報告に係る内部統制についての内部監査、監査役監査及び会計監査を効率的・効果的に行うため、常勤監査役、会計監査人、グローバル監査部は、定期的に協議の場を設けて監査計画や監査実施状況等について連絡会を実施し、相互連携を図っております。またその内容は適宜、常勤監査役を通じ社外監査役に説明され、情報の共有と意見交換がなされております。これらに加え、社外監査役は監査計画、監査及びレビューの結果、金融商品取引法上の内部統制について会計監査人から監査役会において報告及び説明を受けるほか、監査法人の品質管理体制の監査、棚卸監査への立会等を行っております。さらに、会計監査人と取締役社長及び経理・営業・事業本部の各担当役員等は、事業戦略及びリスク要因等についての連絡会を実施しております。

金融商品取引法上の内部統制については、経理部を始めとする内部統制部門が、自律的に整備・運用する体制をとっております。各内部統制部門が自己点検を実施し、それをふまえてグローバル監査部が全社レベルでの内部統制の有効性について内部監査を行い、その結果を適宜、代表取締役及び監査役、会計監査人に報告するとともに、毎年5月の取締役会へ内部統制報告書の提出について付議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 享司	公認会計士													
若林 宏之	他の会社の出身者										○			
櫻井 由美子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 享司	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年7月 吉田公認会計士事務所代表就任 ・2017年6月 京阪神ビルディング株式会社社外取締役就任 ・2018年6月 当社社外監査役就任 	公認会計士として培われた財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、当社の経営を監査し、適切な助言及び提言をして頂くため。
若林 宏之		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年4月 株式会社デンソー取締役副社長就任 ・2018年6月 当社社外監査役就任 	経営者としての幅広い経験と知見及び企業統治に関する高い見識を有しており、当社の経営を監査し、適切な助言及び提言をして頂くため。
櫻井 由美子	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年1月 櫻井由美子公認会計士事務所代表就任 ・2009年6月 株式会社東祥 社外監査役就任 ・2014年6月 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役就任 ・2016年8月 株式会社アイケイ 社外取締役(監査等委員)就任 ・2019年6月 当社社外監査役就任 	公認会計士として培われた財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、当社の経営を監査し、適切な助言及び提言をして頂くため。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。当社における「社外取締役の独立性に関する基準」を取締役会にて審議・制定しておりますので、以下に示します。

【社外取締役の独立性に関する基準】

当社取締役会が、当該社外取締役において独立性を有すると認定するには、以下の条件を全て満たし、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

(1)当社及び子会社の業務執行者

以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族又は同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。

- 1)当社及び当社の子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
- 2)過去10年間に上記1)項に該当していた者

(2)当社と主要な取引先の関係にある者

以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族又は同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。

- 1)当社を主要取引先とする者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けた者)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
- 2)当社の主要取引先である者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社に行っている者)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
- 3)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
- 4)過去3年間において、上記1)~3)項に該当していた者

(3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている会計専門家、法律専門家、コンサルタント

以下のいずれかに該当する者であってはならない。また、その配偶者、二親等内の親族又は同居の親族(重要な業務執行者及び公認会計士、弁護士等の専門的な資格保有者に限る)であってはならない。

- 1)公認会計士又は税理士、弁護士、その他のコンサルタント(個人)であって、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
- 2)監査法人、税理士法人、法律事務所、又はコンサルティング・ファーム(組織)で、当社を主要取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、その総売上高の2%以上の支払を当社から受けたファーム)の社員、パートナー、アソシエイト、従業員
- 3)過去3年間において、上記1)~2)項に該当していた者

(4)当社と主要な株主の関係にある者

以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- 1)当社の主要株主(議決権所有割合 10%以上の株主をいう。以下同じ)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人
- 2)当社が主要株主である会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人

(5)その他、一般株主との間で利益相反が生じる者

- 1)上記(1)~(4)項までに考慮している事由以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である事を要する。
- 2)仮に上記(2)~(4)項までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える場合は、その理由を対外的に説明することを条件に当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

実績及び評価に基づき報酬等を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

事業報告への記載内容の概要は下記のとおりであります。
なお、事業報告は、当社のホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

取締役及び監査役の報酬等の額
取締役 15名 556百万円 監査役 8名 99百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・固定報酬

定款で定められた取締役20名、監査役7名について、2012年6月27日開催の定時株主総会の決議により、報酬総額上限(取締役月額70百万円(うち社外取締役月額3百万円)、監査役月額20百万円)を定めるとともに、役職ごとに月額の基準額を設定しております。固定報酬と業績連動報酬の支給割合に関する方針は定めておりません。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

・業績連動報酬

連結営業利益額を指標として、配当、従業員の賞与水準、他社の動向及び過去の支給実績等を総合的に勘案の上、中期経営計画に沿った売上高や利益率の進捗度合いを考慮し、検討致します。

<取締役の報酬決定の方針と手続>

【方針】固定報酬と業績連動報酬で構成し、会社業績との連動性を確保して、職責や成果を反映した報酬体系とする。賞与は、各期の連結営業利益をベースとして、配当、従業員の賞与水準、他社の動向及び中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案の上、検討する。

【手続】代表取締役および独立社外取締役で構成される「役員報酬案策定会議」において検討され、取締役会決議によるプロセスを経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は経営企画部、社外監査役は監査役室がサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は取締役会を毎月開催し、法令で定められた事項のほか、会社方針、事業計画等、経営の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行を監督しております。さらに、取締役会の監督機能を強化すべく、社外取締役3名のうち独立性を有する社外取締役2名を選任しております。また取締役会の下部機構として常務会、経営会議や全社登録会議を設け、個別事項の審議の充実を図るとともに、執行役員の業務執行を監督しております。また、全社登録会議の一つである情報開示委員会においては、法令等で定める重要情報だけでなく、企業価値向上に資すると思われる情報の開示方針を定め、適切な情報開示を通じたステークホルダーとの対話につなげております。加えて、代表取締役及び独立社外取締役で構成する「役員報酬案策定会議」及び「役員人事案策定会議」を設置し、取締役の報酬並びに取締役・監査役候補の指名及び執行役員の選任に関する検討の客観性を高めております。

当社は監査役会設置会社として、社外監査役3名(独立性を有する社外監査役2名)を含む5名体制で取締役の職務執行を監査しており、監査役室に2名の専任スタッフを置き、監査の実効性を確保しております。内部監査については、トップ直轄のグローバル監査部が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性等を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告することで、監査の独立性を確保しております。会計監査においては、監査役が会計監査人から報告及び説明を受け、監査の方法及び結果の相当性と会計監査人の独立性を確認しております。また、これらの監査の実効性を高めるよう、監査役、会計監査人、グローバル監査部は、定期的に協議の場を設けて情報交換を実施し、相互連携を行っております。

<取締役・監査役候補の選解任を行うにあたっての方針と手続>

【方針】的確かつ迅速な意思決定と実効性ある監査が実行できるよう、適材適所の観点より総合的に検討する。

【手続】会長、社長、独立社外取締役による「役員人事案策定会議」において検討する。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制は、当社にとって最適な体制と考えて採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日に先立って、その記載情報を東証上場会社情報サービスや当社のホームページで電子的に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して、株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、当社ホームページ及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主に出席していただきやすい環境を整えるため、会場を社外として出席者の増加を目指しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と共同で、説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会及び中期経営計画の説明会を開催しております。 https://www.jtekt.co.jp/ir/settlement.html	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が主催するカンファレンスへ年複数回参加しております。また、電話会議を含む個別取材の対応を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料を当社ホームページに掲載しております。 https://www.jtekt.co.jp/ir/ https://www.jtekt.co.jp/news/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部及び経営企画部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業の社会的責任の考え方」、「企業行動規準」に規定し、ホームページに掲載しております。 https://www.jtekt.co.jp/sustainability/csr/concept/
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の「ジェイテクトレポート」、「サステナビリティWeb site」において、活動状況を報告し、ホームページに掲載しております。 https://www.jtekt.co.jp/ir/f_jtekt_report.html https://www.jtekt.co.jp/sustainability/

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社の「企業行動規準」に「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を公正に開示する」と規定し、ホームページに掲載しております。

<https://www.jtekt.co.jp/company/vision.html>

また、ホームページに最新ニュースを適時掲載しております。

<https://www.jtekt.co.jp/news/>

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」及びその運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員倫理規則を、すべての取締役・執行役員等に周知し、法令・定款等に則って行動するよう徹底します。また、役員研修等の場において、役員に課せられた義務と責任や適用される法令・ルール等について教育します。従業員には企業の社会的責任の考え方、企業行動規準及びJTEKT WAYを周知します。また、定期的に法令遵守等に関する教育を実施します。
- ② コンプライアンスの推進・点検については、執行役員等からリスクマネジメントオフィサー(旧コンプライアンスオフィサー)を任命し、部署長を通じて各機能・事業部門ごとに行います。法務部は、独禁法相談窓口の運用、e-ラーニングや営業活動に対するルール集の配付等による啓発、腐敗行為(贈収賄)防止に関する規程及びガイドラインの展開を行い、リスクマネジメントオフィサーや各職場をサポートします。リスクマネジメント部は、これらリスクマネジメントオフィサーによる点検結果やコンプライアンス違反の状況等、コンプライアンスプログラムの取り組み実績を経営会議で報告・審議し、反省点を次年度の計画に反映します。
- ③ 内部監査については、トップ直轄のグローバル監査部が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告することで、監査の独立性を確保します。
- ④ 企業倫理に係る通報は、社内外に設置する企業倫理相談窓口やハラスメント相談窓口等を通じて受け付け、通報者の利益を保護しつつ、未然防止と早期解決を図ります。また、本制度が機能していることを定期的に確認し、自浄作用が十分発揮され、風土として根付くように努めます。
- ⑤ 自治体が定める暴力団排除条例を遵守し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対して、会社組織として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。総務機能は、警察や外部の専門機関、有識者と連携し、反社会的勢力に関する最新情報の一元管理、不当要求対応マニュアルの整備・推進を行います。これを受けて各事業場の不当要求防止責任者は、担当部署を通じて、リスク発生時の速やかな情報展開を図るとともに啓発活動を継続して展開し、被害の未然防止に努めます。

(上記体制に関する運用状況の概要)

- ・取締役・執行役員等のコンプライアンスに関するさらなる知識や意識の向上のため、役員コンプライアンス研修や新任役員法令研修を実施しております。従業員には、e-ラーニングや階層別教育プログラムを通じて教育しております。
- ・財務報告に係る内部統制の有効性監査については、年1回、取締役会において監査結果報告を実施し、その他の内部監査結果については、適時、代表取締役及び監査役に報告しております。
- ・リスクマネジメントオフィサーによる職場のコンプライアンス点検を実施しております。
- ・企業倫理やハラスメントの相談窓口の周知活動を継続的に実施し、利用しやすい環境を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、その保存・管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、適切に保存・管理します。

(上記体制に関する運用状況の概要)

- ・株主総会や取締役会等の議事録、稟議書、会計帳簿等の重要文書については、法令及び『文書管理規準』等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。
- ・機密情報の取扱いについては、ルールや体制を整備し、周知の上、適切に運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 予算制度・稟議制度等により、組織横断的な牽制に基づいた業務の執行を行い、重要案件については、社内規程に基づいて、取締役会・常務会等の役員会議体及び全社登録会議体へ適時適切に付議します。
- ② 企業価値向上委員会が策定する方針・指示に基づき、各担当部署がリスク管理を行い、内部監査部門・専門部署が監査活動を実施します。

(上記体制に関する運用状況の概要)

- ・毎月の経営会議にて安全・環境・品質・調達・営業・各事業本部より状況を報告し、課題等を確認の上、適切な業務執行に活かしております。
- ・各機能本部による機能会議、各全社委員会、国内外のグループ会社とのグループ経営会議等、全社登録会議をそれぞれ年間1～2回開催し、課題を共有、協力して解決を図っております。
- ・企業価値向上委員会及びワーキンググループの活動を通じ、企業価値向上に向けた個別課題の解決のためのPDCAサイクルを回しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行上の意思決定は、取締役会・常務会・経営会議で構成する役員会議体に加え、組織横断的な全社登録会議体において、適切な相互牽制のもと総合的な検討を経て行います。
- ② 執行役員等に業務執行権限を与えて機動的な意思決定を図る一方で、取締役は、各機能・事業本部の長として経営・執行の両面から執行役員等の職務執行を指揮・監督します。
- ③ ジェイテクトグループ共通の目指す姿を「JTEKT GROUP VISION」として明示し、全従業員が共有することで一体感の醸成を図ります。目指す姿の実現に向けて、中期経営計画では常に5年先を見据え、具体的な戦略・道筋を明確にします。進捗状況等の評価にあたっては、外部環境の変化を織り込み、毎年、計画を更新することで着実に推進します。単年度の重点実施事項は年度グローバル会社方針として、毎事業年度の期初に策定され、即時に全社へ周知徹底を図ります。また、各部門・本部単位でグローバル会社方針に基づいた年度実施計画が策定され、その達成進捗状況を定期的に点検する方針管理制度を採用します。

(上記体制に関する運用状況の概要)

- ・各事業本部・機能本部ごとに5年間の中期経営計画を毎年更新し推進しております。
- ・取締役会では、各事業本部から四半期に1回、各機能本部から半期に1回、中期経営計画の進捗状況を報告し、確認しております。
- ・単年度の重点実施事項を示す年度グローバル会社方針及び年度本部方針を、各部署及びさらなる下位組織や個人の実施計画に織り込み推進しております。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

経営における理念の共有のために、企業の社会的責任の考え方・企業行動規準を国内外の子会社へ周知します。また、子会社管理に係る関係部署の体制と役割を明確にし、事業軸及び機能軸の両面から子会社を指導・育成します。主要な子会社については、取締役会が、内部統制システム整備の基本方針を策定し、その運用状況を定期的に点検するよう、指導します。

- ①子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
重要事項についての事前協議・報告制度及び関係会社会議・トップ懇談会・グローバル経営会議等を通じて、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督します。また、主要な子会社については、子会社における意思決定プロセスが適正に機能していることを確認します。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
JTEKTグループ経営管理ガイドラインを国内外の子会社に展開し、内部統制システムの整備を求めます。また、財務、安全、品質、環境、災害等の重大なリスクについては、子会社から当社に速やかに報告することを求めるとともに、グループ経営上の重要事項は、当社の経営会議や企業価値向上委員会等で審議します。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「JTEKT GROUP VISION」、「JTEKT WAY」、中期経営計画等を、国内外の当社子会社へ周知します。また、当社同様、中期経営計画に基づく方針管理制度を展開し、進捗状況を定期的に点検します。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
国内外の子会社に対してコンプライアンスに関する体制の整備を求め、当社が提示する点検表に基づき、定期的にコンプライアンス点検を実施し、法令遵守を徹底します。

(上記体制に関する運用状況の概要)

- ・2016年4月に策定した「JTEKT WAY」の浸透活動を展開し、グローバルで価値観を共有しております。
- ・子会社の経営・事業活動に関する個別課題について、重要性に応じた事前協議・報告制度や役員会を通じた承認・決裁手続きを運用し、適切に管理・監督しております。
- ・主要な国内関係会社各社とのトップ懇談会、国内関係会社会議やグローバル経営会議を実施し、子会社の中期経営計画その他の経営課題を確認し、適切な指導を行っております。
- ・子会社が重要事項について当社に事前の承認取得又は報告を行うための事前協議・報告制度規準は、必要の都度改正し、改善点を反映しております。
- ・子会社の重要な個別経営課題については、事業本部又は機能本部より役員会に上程し、審議又は報告をしております。
- ・これらの子会社の経営課題への取り組みスピードを上げ、子会社管理のより一層の強化を図っております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき組織として監査役室を設置し、専任の使用人を置きます。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室員の人事については、事前に常勤監査役の同意を得ます。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、その担当に係る業務執行について、担当部署を通じて適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- ②当社及び子会社の取締役・執行役員・使用人は、監査役への求めに応じ、定期・随時に、監査役に業務の報告をします。
- ③内部通報制度を主管するリスクマネジメント部は、監査役との定期・随時の会合を通じて、通報内容を適時適切に監査役に報告します。
- ④経営会議において毎月、常勤監査役による監査役活動報告を聴取します。経営トップは、監査役が指摘する経営上の課題・リスクについて、対策必要な項目の責任役員を指名し、その執行状況をフォローします。
- ⑤監査役へ報告した者が、当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保します。
- ⑥監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、監査役への職務の執行に必要な予算を確保します。また、社内規程に基づき、予算外の案件を含め、費用の前払又は償還並びに債務の処理を行います。

(9)その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会・常務会等の主要な役員会議体及び業務会議には監査役への出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧及び会計監査人との定期・随時の情報交換の機会を確保します。
- ②経営トップとの定期・随時の懇談の機会を確保します。

(上記(6)～(9)体制に関する運用状況の概要)

- ・執行部門から独立した監査役室を設置し、監査役をサポートする人員2名を専任で配置しております。
- ・当該監査役室員の人事については、事前に監査役の同意を得ております。
- ・社外取締役・監査役をメンバーとする社外取締役・監査役連絡会を定期的に開催し、取締役会付議内容の事前説明及び情報交換を実施しております。
- ・監査計画に基づき、監査役による取締役会・常務会・経営会議等、重要会議への出席、社内各部へのヒアリング、工場・事業場・子会社等への訪問、稟議書・事前協議書等の重要書類の閲覧の機会を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記を参照

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

